広島県農業人材育成経営体認定要領

第１　趣旨及び目的

本要領は、広島県新規就農研修制度（以下「本制度」という。）により、将来、企業経営を実現し、地域農業の核となる担い手として活躍する人材の育成を推進するため、就農希望者に対し、生産技術及び経営力を習得させる実地研修を実施するとともに、研修生の確保、就農準備及び就農後の支援への協力等を行う農業経営体を広島県農業人材育成経営体（以下「農業人材育成経営体」という。）として認定することとし、認定に関し必要な事項を定める。

第２　農業人材育成経営体の要件

農業人材育成経営体は、次の基準をすべて満たすこと。

１　対象経営体

(1)　法人格を有し、おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること。

(2)　農業に係る直近の年間売上高がおおむね 5,000 万円以上もしくは経営主所得がおおむね 500 万円以上の雇用型経営であること、又は研修生の受入れまでに達成する見込みがあること。

なお、経営主所得とは農業に従事する経営主の役員報酬に法人の税引前当期純利益を加えた額とし、雇用型経営とは常時雇用者を１人以上雇用している経営とする。

(3)　就農後 10 年以内に常時雇用者を確保し、年間売上がおおむね 5,000 万円以上又は経営主所得がおおむね 500 万円以上を目指す経営者を育成する意向を有するとともに、その実現に向けた経営規模、雇用人数等を示した経営発展段階別の経営モデルを提示できること。

(4)　(2)及び(3)の基準の一部を満たさない場合であっても、他の経営体との連携やその他適切な方法により、企業経営を目指す人材の育成に必要な研修体制が確保されていると知事が認める場合は、この限りではない。

２　研修生の雇用環境および指導体制の整備

(1)　研修生と「期間の定めのある雇用契約」を締結し、雇用保険、労災保険、厚生年金及び健康保険に加入させること。

(2)　雇用契約に県が定める研修（座学（オンデマンド講座視聴は除く）、視察研修等）を業務内容として明記し、研修生に当該研修を受講させること。

(3)　労働関係法令を遵守し、勤務時間、休日及び賃金等労働条件を明確にするとともに、労働者名簿、賃金台帳その他法令上必要な帳簿・書類を適切に整備し、労働時間等の勤務実態を適正に管理していること。

(4)　研修責任者を配置すること。研修責任者は、原則として５年以上の農業従事経験又は３年以上の指導経験を有すること。なお、研修責任者は、農業人材育成経営体の代表者が兼ねることもできる。

(5)　経営、生産技術、組織管理、財務及び販売の各分野において、研修生を指導する担当者が明確であること。なお、指導担当者は、研修責任者が兼ねることもできる。

(6)　研修責任者及び指導担当者は、研修生受入期間中、毎年度１回以上人材育成に関する研修等を受講し、適切な研修環境の維持に努めること。

３　研修生の確保、就農準備及び就農後の支援への協力

(1)　研修生の募集・確保への協力

県又は関係機関が行う募集活動、ウェブツアー、短期農業体験等の受け入れに協力すること。

(2)　就農準備に向けた支援への協力

研修生の就農に向け、県、市町及び関係機関と連携し、農地・住宅に関する情報提供、就農予定地の検討、販路確保及び事業計画の作成等に、可能な範囲で協力すること。

(3)　就農後の支援への協力

研修修了後も、研修生が目標とする経営モデルの実現に向け、技術指導及び経営相談等に可能な範囲で協力すること。

４　その他

(1)　労働基準法等の労働関係法令に違反し、労働基準監督署等からの指摘・指導を受けていないこと、または指摘等受けているが、是正していること。

(2)　経営体の構成員について 暴力団員または暴力団と密接な関係を有している者がいないこと。

第３　研修実施条件

１　研修時間（労働時間）、休憩時間、休日

年間研修時間（所定労働時間及び時間外労働時間の合計）は、おおむね 1,500 時間以上 2,445 時間以内とし、労働関係法令を遵守すること。県が定める座学研修（オンデマンド講座視聴は除く）、視察研修等の受講時間は研修時間に含むものとする。

法定の休憩時間（６時間超で 45 分以上、８時間超で１時間以上確保）、休日（毎週１日以上又は４週間で４日以上確保）、有給休暇（6 か月継続勤務し、その６カ月間の全労働日の 8 割以上出勤の場合 10 日以上、その後は勤続年数１年ごとに、その日数に１日（３年６カ月以降は２日）を加算した有給休暇を総日数 20 日に達するまで付与）を適切に確保又は付与すること。

２　安全管理

研修における作業安全対策を徹底し、研修生への安全教育や事故防止に努めること。

第４　農業人材育成経営体の認定

１　農業人材育成経営体として認定を希望する経営体は、申請前に県へ事前相談を行うものとする。

２　前項の事前相談を行った経営体は、農業人材育成経営体認定申請書（別紙様式第１号）（以下「認定申請書」という。）を知事へ提出するものとする。

なお、農業人材育成経営体の募集は、別途公募期間を定め、県ホームページで行うものとする。

3　知事は、前項の規定による申請者について、第２及び第３の要件等への適合状況を、書類審査及び必要に応じた現地調査により確認し、適合している場合は、農業人材育成経営体として認定する。認定期間は、認定日から５年後の当該年度の３月末までとする。

また、市町等が既存の研修制度を実施している場合において、当該市町域で同一品目の経営体から申請があったときは、市町等制度との役割分担、本制度による受け入れの必要性及び地域の担い手・確保の貢献等を十分に確認し、県が総合的に認定を判断する。この場合、県は必要に応じて関係市町等と地域の実情について情報共有及び意見交換を行うものとする。

なお、労務環境等の適合状況の判断に当たっては、必要に応じ、社会保険労務士等の専門家の意見を聴くものとする。

4　前項の規定により、認定した経営体に対し、認定書を交付するとともに県のホームページで公表する。

5　認定後、認定申請書に記載の内容のうち、第２及び第３の要件等に係る事項について変更があった場合は、速やかに農業人材育成経営体変更認定申請書（別紙様式第１号）（以下「変更認定申請書」という。）を知事へ提出する。

6　認定申請書及び添付書類の記載事項のうち、第２及び第３の要件等に係らない軽微な変更については、変更届（別紙様式第２号）を知事へ提出する。なお、求人情報の変更については、変更届を省略し、求人情報変更申込書（別添３）を知事へ提出する。

7　知事は、第４の５の規定により、変更認定申請があったときは、必要に応じて書類審査及び現地調査を行い、要件を満たしている場合は、変更認定し、申請者へその旨通知する。なお、認定期間は変更認定前の期間とし、県のホームページの内容は変更申請書や変更届に基づき更新する。

8　農業人材育成経営体の認定または変更認定後、認定の取下げを希望する場合は、認定取下申出書（別紙様式第３号）を知事へ提出する。ただし、研修生を受入中の場合は、あらかじめ県と協議すること。

第５　農業人材育成経営体の認定取り消し

知事は、認定した農業人材育成経営体が次の事項のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

1　第２及び第３の要件を満たさなくなったとき。

2　農業人材育成経営体としてふさわしくない行為があったとき。

3　申請書等の提出書類に虚偽の記載又は説明があったとき。

附則

この要領は、令和８年 11 月 26 日から施行する。